

証券コード 501A
2026年 6 月 12 日
(電子提供措置の開始日 2026年 6 月 5 日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目 6 番 1 号

株式会社プレシヤスパートナーズ

代表取締役社長 高崎 誠司

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社の第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第18期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

<当社ウェブサイト>

<https://p-partners.co.jp/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

<東京証券取引所ウェブサイト>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記のウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「プレシヤスパートナーズ」、または「コード」に当社証券コード「501A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、書面(郵送)により議決権を行使できますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月26日(金曜日)午後5時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

書面(郵送)による議決権行使の場合、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

1. 日 時 2026年 6 月 29日 (月) 午前10時

2. 場 所 東京都新宿区西新宿 2 丁目 6 番 1 号
新宿住友ビル35F 本社会議室

3. 目的事項

報告事項 第18期 (2025年 4 月 1 日から2026年 3 月31日まで)
事業報告の件

決議事項

第 1 号議案 第18期 (2025年 4 月 1 日から2026年 3 月31日まで)
計算書類承認の件

第 2 号議案 剰余金処分の件

第 3 号議案 取締役 1 名選任の件

第 4 号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する
件、並びに募集事項の決定を当社取締役会に委任す
る件

第 5 号議案 取締役 (社外取締役を除く) に対するストック・オ
プション報酬額決定の件

以上

※ 当日ご出席の際は、会場受付にてお名前をお申し出ください。代理人により
ご出席される場合は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出く
ださいようお願い申し上げます。

※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェ
ブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項
として掲載いたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第18期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類承認の件

会社法第438条第2項に基づき、当社第18期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類のご承認をお願いするものであります。議案の内容につきましては20頁から28頁までに記載のとおりであります。

なお、当社取締役会は、第18期の計算書類が、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。また、監査役の意見は、29頁の監査報告書に記載のとおりであります。

第2号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけており、業績の状況、財務体質を勘案し、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

この方針に基づき、第18期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金21円15銭

総額 10,575,000 円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月30日

第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する当社株式の数
なかがわ あずさ 中川 梓 (1987年4月1日生)	2011年1月 2020年4月	株式会社プレシヤスパートナーズ 入社 当社執行役員 CHO 兼人事部部長（現任）	一株

（注） 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 候補者の所有する当社株式の数は、2026年3月31日現在のものであります。

3. 中川梓氏は、新任の取締役候補者であります。

中川梓氏は、当社入社後、営業職を経て人事部の立ち上げに携わり、採用・教育業務を中心に人事・組織体制の強化に取り組んでまいりました。現在は執行役員 CHO 兼人事部部長として、人事課及び総務課を管掌しており、人材採用・育成及び組織運営に関する豊富な経験を有しております。当社は、同氏の経験及び知見が、今後の経営体制並びに人事・組織体制の強化に資するものと判断し、取締役候補者といたしました。

第 4 号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件、並びに募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

I. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の結束力をさらに高め、中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させることを目的として、当社の取締役及び従業員に対して、無償にて新株予約権を発行すること、並びにストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、新株予約権の発行は、有利発行に該当する可能性があることから、本株主総会において、株主の皆様から特別決議によるご承認をいただけることを条件に、ストック・オプションとして新株予約権を発行することといたしました。

II. 新株予約権の発行要項

1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法

当社の普通株式 50,000 株を上限とする。但し、第 2 項の定めにより本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の数

発行する新株予約権の数は 50,000 個を上限とする。本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は 1 株とする。但し、本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整される。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその 1 個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 株の 100 分の 1 未満の端数は切り捨てる。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第 183 条第 2 項第 1 号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

- (2) 当社が株主割当ての方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数の調整を行う。
- (3) 本項の定めに基づき本新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

3. 本新株予約権の払込金額

本新株予約権は無償で発行する。

4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1 株につき 金 1,750 円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整される。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、第 2 項第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が株主割当ての方法により普通株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (3) 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

5. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権に関する付与決議日後 2 年を経過した日から、2032 年 6 月 29 日まで。

但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

6. 本新株予約権の行使の条件等

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第 7 項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者は、当社の株式の株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market 及び証券会員制法人福岡証券取引所 Fukuoka PRO Market 以外のいずれかの株式公開市場への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) 権利者は、第 7 項第(5)号に定める身分を有していた期間が合計で 2 年以上となるまでは、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (5) 本新株予約権の行使は 1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

7. 当社が本新株予約権を取得することができる事由

当社は、以下の各号に基づき、本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定））が行われた場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式を特定の第三者（当社の株主を含む。）が保有することとなる、同時又は実質的に同時に行われる株式の譲渡にかかる書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合（株式交付による場合を除く。）、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第 179 条の 3 第 1 項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (5) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、当該権利者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社の取締役又は監査役
 - ② 当社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (6) 権利者に次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該権利者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が拘禁刑以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合

⑧ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

⑨ 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合

(7) 権利者が当社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該権利者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

① 権利者が自己に適用される当社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

② 権利者が役員としての善管注意義務等当社に対する義務に違反した場合

(8) 当社が解散の決議を行った場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。本号に基づき本新株予約権を取得する場合、本項柱書に定める「取締役会の決議」は「清算人会の決議」と、「取締役会設置会社」は「清算人会設置会社」と読み替えるものとする。

8. 行使手続

本新株予約権を行使する者は、当社の指定する請求書を当社に提出し、且つ行使価額の全額を支払わなければならない。

9. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、当会社の承認を受けなければならない。

10. 新株予約権証券

本新株予約権の新株予約権証券は発行しない。

11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条に従い算出される資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 組織再編行為の際の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場

合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の目的である株式数に組織再編行為の比率を乗じた数を目的である株式数とする新株予約権の数をそれぞれ交付するものとする。「組織再編行為の比率」とは、組織再編行為において当社の普通株式 1 株に対して交付される再編対象会社の普通株式の数の割合を意味する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、第 1 項に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、第 4 項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第 (3) 号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
第 5 項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第 5 項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 組織再編行為の際の取扱い
本項に準じて決定する。

13. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取り決め

本新株予約権の行使により権利者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

14. 権利者への適用関係等

権利者が個人の場合、本要項中、その性質上法人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。権利者が法人の場合、本要項中、その性質上個人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。

第 5 号 議 案 取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプション報酬額決定 の件

当社の取締役の報酬等の額は、2025 年 6 月 24 日付の株主総会において、年額 200,000 千円以内とご承認いただき、今日に至っております。

このたび、当社取締役（社外取締役を除く。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、「第 4 号議案 スtock・オプションとして新株予約権を発行する件、並びに募集事項の決定を当社取締役会に委任する件」が原案どおり承認可決されることを条件として、従来の金銭報酬枠とは別枠にて、報酬等として以下のとおりストック・オプションとしての新株予約権を付与することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役の員数は 4 名（社外取締役 0 名）ですが、「第 3 号議案 取締役 1 名選任の件」を原案どおりご承認いただけますと、5 名（うち社外取締役 0 名）となります。

1. 付与する新株予約権の内容

第 4 号議案の「Ⅱ. 新株予約権の発行要項」に記載のとおりです。

2. その他の行使条件及び割当条件の概要

税制適格ストック・オプションとして発行することを予定しているため、新株予約権の譲渡禁止その他税制適格要件を充足するための規定を、付与対象者と締結する割当契約書に定めることを予定しております。

なお、割り当てる取締役を選定する具体的な条件は定めておりませんが、インセンティブ付与の観点から取締役会にて適切に決定いたします。

3. 付与する新株予約権の上限

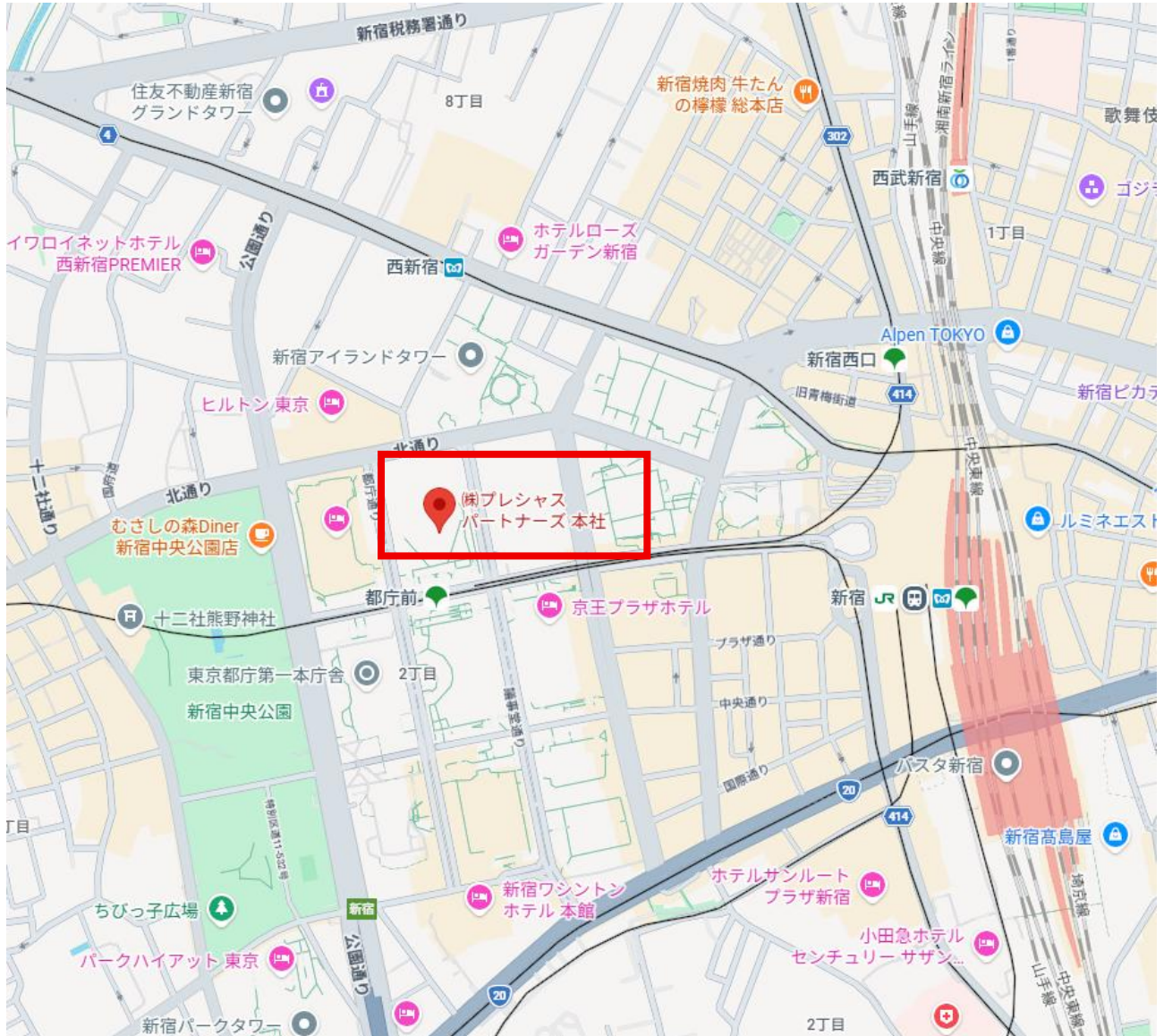
25,000 個とし、具体的な配分方法は取締役会にて決定いたします。

4. 付与する新株予約権の総額

新株予約権 25,000 個分の公正な評価額を上限とし、具体的な配分方法は取締役会にて決定いたします。なお、使用人としての給与は含みません。

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区西新宿 2丁目 6番 1号 新宿住友ビル35階
株式会社プレシヤスパートナース 本社 会議室



会場最寄り駅 都営大江戸線「都庁前駅」A6 出口直結
丸ノ内線「西新宿駅」2 番出口より徒歩 4 分
JR 各線「新宿駅」西口より徒歩 8 分

(添付書類)

事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 当事業年度の事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、物価上昇や為替変動、資源価格の変動等の影響を受けつつも、企業収益の改善や雇用・所得環境の持ち直し等を背景として、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、国際的な金利動向、地政学的リスク、物価上昇の長期化等により、先行きについては依然として不透明な状況が継続しております。

当社を取り巻く人材・採用支援業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の収束に伴う経済社会活動の正常化により、人材需要は徐々に回復基調となりました。また、企業における人手不足や採用難は継続しており、採用活動の重要性は高まっております。一方で、景気動向、物価上昇及び人件費の上昇等が企業の採用活動や採用予算に与える影響には、引き続き留意が必要な状況にあります。

このような環境のもと、当社は「仕事を通じて人々の人生を豊かにする」というミッションのもと、採用コンサルティング事業を中心に、顧客企業の採用課題に応じた支援を提供してまいりました。採用手法のプランニング、求人媒体の選定、面接や内定後のフォロー、HRテックを活用した業務効率化等を通じて、採用から定着・活躍に至るまでの支援体制の強化に取り組んでまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は1,534,485千円（前事業年度比12.9%増）、営業利益は105,966千円（同44.6%増）、経常利益は105,002千円（同43.9%増）、当期純利益は70,507千円（同77.6%増）となりました。主な要因として、採用コンサルティング事業が引き続き堅調に推移したことに加え、企業の採用意欲回復を背景とした既存サービスの提供強化及び営業活動の推進が売上高の増加に寄与いたしました。また、人材投資等を実施しつつも、増収効果により各利益段階において前事業年度を上回る結果となりました。

② 資金調達の状況

当事業年度において、重要な資金調達はありません。

③ 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました主な設備投資は、営業管理体制及び業務効率化を目的としたSalesforceの導入であります。なお、当該導入に係るソフトウェア仮勘定からの振替額は24,766千円であります。

- ④重要な組織再編等の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

項目 \ 期別		第16期 (2024年3月期)	第17期 (2025年3月期)	第18期 (当事業年度) (2026年3月期)
売上高	(千円)	1,112,070	1,359,570	1,534,485
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△2,326	72,985	105,002
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	△3,946	39,691	70,507
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	△7.89	79.38	141.02
総資産	(千円)	1,047,822	1,190,946	1,207,945
純資産	(千円)	129,013	168,705	231,249
1株当たり純資産額	(円)	258.03	337.41	462.50

(注) 当社は2025年6月24日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき課題として認識している事項は、次の通りであります。

①人材の採用と育成

当社は、採用コンサルティング企業として、人材が最も重要な経営資源であると認識しております。企業理念に共感し、当社の事業成長を支える人材の確保及び育成は、事業の維持・発展における重要な課題であります。今後も、新入社員研修やOJT制度等を通じた教育体制の充実を図るとともに、社員が主体的に能力を発揮できる組織風土づくりに取り組んでまいります。

②組織体制の強化及び営業体制の拡充

当社は、事業規模の拡大に対応するため、業務フローや意思決定プロセスの改善を図るとともに、管理体制及び内部統制システムの整備・充実に継続して取り組んでおります。また、営業担当社員の育成に加え、新卒社員及び中堅層を中心とした人員体制の強化を進め、営業体制の拡充に取り組んでまいります。

③権限移譲の推進

当社は、今後の事業成長に向けて、経営判断の迅速化及び組織運営の効率化を図るため、適切な権限移譲を推進することが重要であると認識しております。執行役員制度の運用や幹部社員の育成を通じて、各業務に応じた責任と権限を明確にし、より機動的な組織体制の構築に取り組んでまいります。

④協業先の確保

当社は、サービス価値の向上及び競争優位性の維持・強化のため、良質な協業先の確保が重要な課題であると認識しております。今後も、企業間連携や業務提携等を通じて、多様な協業先との関係構築を進め、顧客企業に対する提供価値の向上に努めてまいります。

⑤財務基盤の強化

当社は、持続的な事業成長を実現するためには、安定した財務基盤の維持・強化が重要であると認識しております。今後も、事業拡大に向けた投資と財務健全性のバランスを図りながら、資金管理及び財務管理体制の強化に取り組んでまいります。

⑥コーポレート・ガバナンスの推進

当社は、持続的な成長及び企業価値の向上を実現するためには、経営の透明性及び公正性を高め、コーポレート・ガバナンスを充実させることが重要であると認識しております。今後も、取締役会及び監査役の機能強化、内部統制・リスク管理・コンプライアンス体制の整備、適時適切な情報開示及びIR活動の充実に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容

当社は、採用コンサルティング事業を主たる事業としており、顧客企業の採用課題に応じて、採用戦略の立案、求人広告・採用媒体の選定、人材紹介、採用ブランディング、採用ツール制作、HRテックを活用した採用支援等のサービスを提供しております。

(6) 主要な営業所

名 称	所 在 地
東京本社	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル35階
東京営業本部	東京都新宿区西新宿一丁目22番2号 新宿サンエービル12階
名古屋支社	愛知県名古屋市中区錦二丁目19番1号 名古屋鴻池ビルディング7階
大阪支社	大阪府大阪市北区梅田一丁目11番4号 大阪駅前第4ビル5階
福岡支社	福岡県福岡市中央区天神三丁目3番5号 天神大産ビル6階

(7) 使用人の状況(2026年3月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
153名	4名増	29.1歳	4.2年

(注) 従業員には臨時従業員は含めておりません。

(8) 主要な借入先の状況(2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社 日本政策金融公庫	128,960 千円
株式会社 りそな銀行	54,964
株式会社 きらぼし銀行	52,288
株式会社 東日本銀行	39,472
株式会社 三井住友銀行	34,987
株式会社 みずほ銀行	15,822

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2026年2月5日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market及び福岡証券取引所 Fukuoka PRO Marketに上場いたしました。今後も、上場会社として、企業価値の向上及び適時適切な情報開示に努めてまいります。

2. 株式の状況（2026年3月31日現在）

（1）発行可能株式総数 2,000,000株

（2）発行済株式の総数 500,000株

（3）株主数 8名

（4）大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
高崎誠司	264,800株	52.96%
By3株式会社	175,000株	35.00%
従業員持株会	25,000株	5.00%
佐伯昌哉	15,000株	3.00%
矢野雅	10,000株	2.00%
田中新也	10,000株	2.00%
株式会社ハウスメディア	100株	0.02%
石塚義仁	100株	0.02%

（注）自己株式は保有しておりません。

（5）その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年6月24日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 CEO	高 崎 誠 司	By3株式会社 代表取締役
常 務 取 締 役 C O O	佐 伯 昌 哉	営業本部本部長
取 締 役	矢 野 雅	キャリア事業部部長
取 締 役 C F O	田 中 新 也	管理本部本部長
監 査 役	俣 野 和 仁	—

(注) 1. 監査役俣野和仁氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 監査役俣野和仁氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役との間で、責任限定契約を締結しておりません。

(3) 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役及び監査役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しておりません。

(4) 役員等賠償責任者保険契約の内容の概要等

当社は、取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しておりません。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

区 分	支給人数	報酬等の総額
取 締 役	4 名	61,774千円
監 査 役 (うち、社外監査役)	1 名 (1 名)	3,300千円 (3,300千円)
合 計 (うち、社外役員)	5 名 (1 名)	65,074千円 (3,300千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当社は、業績連動報酬等及び非金銭報酬等を支給しておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、株主総会において、取締役全員の1か年の報酬総額を年額200,000千円以内と決議されております。
4. 監査役の報酬限度額は、株主総会において、監査役の1か年の報酬総額を年額10,000千円以内と決議されております。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況及び当社と当該兼職先との関係

該当事項はありません。なお、監査役 俣野和仁氏は公認会計士であります。当社との間に特別な利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
監査役	俣野 和仁	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、公認会計士としての専門的見地から、必要に応じて発言を行っております。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議に関する事項

(1) 業務の適正を確保するために必要な体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しております。その概要は、次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令、定款及び社内規程を遵守し、健全な企業活動を行うため、コンプライアンス体制の整備・運用を行っております。また、役職員に対し、必要に応じて教育・周知を行うことにより、法令遵守意識の向上に努めております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議書、契約書その他取締役の職務執行に係る重要な文書及び情報について、法令及び社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業活動に伴う各種リスクを適切に把握・管理するため、社内規程に基づき、担当部門においてリスクの把握、対応及び報告を行う体制を整備しております。また、重要なリスクについては、必要に応じて取締役会等に報告し、対応方針を協議する体制としております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を原則として定期的に開催し、重要な業務執行について審議・決定しております。また、職務権限規程その他の社内規程に基づき、各取締役及び各部門の職務分掌、権限及び責任を明確にすることにより、効率的な業務執行体制を確保しております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人が法令、定款及び社内規程を遵守して業務を遂行するよう、コンプライアンスに関する社内教育及び情報共有を行うとともに、内部通報制度等を通じて不正行為等の早期発見及び是正に努めております。

⑥ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が必要に応じて取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行の状況について報告を受けることができる体制を整備しております。また、監査役から職務を補助すべき使用人の配置を求められた場合には、必要に応じて対応するものとしております。

⑦ 監査役への報告体制及び報告者の保護に関する体制

取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令・定款違反又は不正行為の事実を発見した場合には、速やかに監査役に報告する体制としております。また、監査役へ報告を行った者が、当該報告を理由として不利な取扱いを受けない体制を確保しております。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払又は償還等を請求した場合には、当該請求が監査役の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、速やかに処理するものとしております。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断することを基本方針とし、反社会的勢力排除規程に基づき、新規取引開始時の確認及び既存取引先等に関する定期的な確認を行う体制を整備しております。また、反社会的勢力による不当要求に対しては、警察、暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適切に対応するものとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度において、当社は、上記基本方針に基づき、取締役会を開催し、重要な業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行ってまいりました。また、社内規程に基づく職務権限及び業務分掌に従い、各部門における業務執行の適正性及び効率性の確保に努めております。

コンプライアンス及びリスク管理につきましては、法令・社内規程の遵守に関する周知を行うとともに、業務上のリスクの把握及び対応に努めております。また、必要に応じて取締役会等において重要事項の報告及び協議を行っております。

監査役は、取締役会への出席、取締役及び使用人からの報告聴取、重要書類の閲覧等を通じて、取締役の職務執行状況及び内部統制システムの整備・運用状況を監査しております。

反社会的勢力排除に向けた対応につきましては、反社会的勢力排除規程に基づき、新規取引開始時の確認及び既存取引先等に関する定期的な確認を実施し、反社会的勢力との関係遮断に努めております。

貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,041,935	流 動 負 債	763,491
現 金 及 び 預 金	436,065	買 掛 金	500,146
売 掛 金	521,641	1年内返済予定の長期借入金	113,292
前 払 費 用	43,254	未 払 金	20,177
未 収 入 金	44,081	未 払 費 用	23,509
そ の 他	137	未 払 法 人 税 等	24,085
貸 倒 引 当 金	△3,277	未 払 消 費 税 等	26,975
固 定 資 産	166,009	賞 与 引 当 金	42,332
有 形 固 定 資 産	48,946	そ の 他	12,975
建 物 (純 額)	45,385	固 定 負 債	213,201
工具、器具及び備品 (純額)	3,560	長 期 借 入 金	213,201
車両運搬具 (純額)	0	負 債 合 計	976,695
無 形 固 定 資 産	31,472	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	31,472	株 主 資 本	231,249
投資その他の資産	85,591	資 本 金	30,000
投 資 有 価 証 券	0	利 益 剰 余 金	201,249
長 期 前 払 費 用	14	利 益 準 備 金	796
保 険 積 立 金	7,865	そ の 他 利 益 剰 余 金	200,452
敷 金 保 証 金	60,495	繰 越 利 益 剰 余 金	200,452
繰 延 税 金 資 産	16,693		
そ の 他	522	純 資 産 合 計	231,249
資 産 合 計	1,207,945	負 債 純 資 産 合 計	1,207,945

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,534,485
売 上 原 価		82,548
売 上 総 利 益		1,451,937
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,345,970
営 業 利 益		105,966
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	936	
助 成 金 ・ 補 助 金 収 入	2,310	
雑 収 入	410	3,658
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,608	
そ の 他	14	4,623
経 常 利 益		105,002
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,023	4,023
税 引 前 当 期 純 利 益		100,978
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	38,664	
法 人 税 等 調 整 額	△ 8,193	30,471
当 期 純 利 益		70,507

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純 資 産 合 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金			株 主 資 本 合 計	
		利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
			繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	30,000	—	138,705	138,705	168,705	168,705
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	—	796	△ 8,759	△ 7,963	△ 7,963	△ 7,963
当 期 純 利 益	—	—	70,507	70,507	70,507	70,507
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 （ 純 額 ）	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	796	61,747	62,544	62,544	62,544
当 期 末 残 高	30,000	796	200,452	201,249	231,249	231,249

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備について定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備 10～15年

工具器具備品 5～10年

② 無形固定資産

自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りです。

① 求人広告掲載

顧客との請負契約に基づき、当社は代理人として履行義務である広告掲載を実施します。収益は、契約書に記載された金額をもとに、広告を掲載した時点で認識しております。

また、当取引は代理人取引に該当するため、手数料部分を収益として認識しております。

② 人材紹介

顧客との請負契約のもと、当社が本人として履行する義務は求職者の内定日であり、契約書に記載された金額に基づいて、求職者が内定した日をもって収益を認識しております。

③ イベント型

請負契約により、当社が本人としてイベントの開催を履行義務とし、契約書記載の金額に基づいて、イベントを開催した時点で収益を認識しております。

④ 人事コンサルティング

サービス提供開始時点において収益を認識しております。

⑤ 採用ツール制作サービス

納品時点で収益を認識しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 16,693千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の課税所得の見積りに基づき回収可能性を判断したうえで計上しております。将来の課税所得の見積りは事業計画を基礎としており、当該見積りには不確実性を伴うため、実際の課税所得が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 43,686 千円

4. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	500,000	—	—	500,000
合 計	500,000	—	—	500,000

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額 7,963千円

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年6月29日開催予定の第18期定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。

配当金の総額	10,575千円
1株当たりの配当額	21円15銭
基準日	2026年3月31日
効力発生日	2026年6月30日
配当の原資	利益剰余金

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

繰延税金資産	
賞与引当金	14,998 千円
敷金償却	7,983 千円
貸倒損失	4,247 千円
未払事業税	2,632 千円
その他	6,174 千円
繰延税金資産小計	<u>36,035 千円</u>
評価性引当額	△16,555 千円
繰延税金資産合計	<u>19,479 千円</u>
繰延税金負債	
倒産防止共済掛金	△2,786 千円
繰延税金負債合計	<u>△2,786 千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>16,693 千円</u>

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

借入金 は長期の運転資金を目的としたものでありますが、金利変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金 は主に営業取引に係る資金調達によるものです。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に市場金利の状況を把握することにより、金利変動リスクを管理しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	436,065	436,065	—
売掛金	521,641	521,641	—
敷金保証金	60,495	39,566	△20,929
保険積立金	7,865	—	—
資産 計	1,026,066	997,272	△20,929
買掛金	500,146	500,146	—
未払金	20,177	20,177	—
1年内返済予定の 長期借入金	113,292	115,457	2,165
長期借入金	213,201	309,317	96,116
負債 計	846,816	945,097	98,281

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

現金及び預金、売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

敷金保証金

合理的に見積もった返還予定時期に基づいて、将来キャッシュ・フローを国債利回り等の適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

保険積立金

時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

負債

買掛金、未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

1年内返済予定の長期借入金、長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	462円50銭
1株当たり当期純利益	141円02銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、2025年6月24日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監 査 報 告 書

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの第 18 期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2026 年 6 月 1 日

株式会社プレシヤパートナーズ
監査役 俣野 和仁